

自家発電 Q & A 10

自家発電設備の設置に関する規制（その3）

1月号では消防用設備等の非常電源である防災用自家発電設備を設置する際に義務づけられている保有距離（離隔距離）と、移動用のものを除いた発電設備を設置する際に適用される火災予防条例による位置等の基準について紹介します。

Q 1

消防法により消防用設備等の非常電源である防災用自家発電設備は、定められた保有距離（離隔距離）を有して設置することが義務づけられています。この保有距離の規制について教えてください。

A 1

保有距離の規制は、12月号で紹介した防災用自家発電設備を設置する際の位置等の規制と同様に、自家発電設備からの火災の危険の排除と他の施設への延焼を防止するためのもので、「非常電源（自家発電設備）試験基準」の中で表1のとおり定められています。

表1 自家発電設備の保有距離

（単位：m）

保有距離を確保しなければならない機器等の部分 機器名	操作面（前面）	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				変電設備又は蓄電池設備		建築物等	
							操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクルのもの	キュービクル以外のもの		
キュービクル式のもの	1.0	0.6	0.2	0	/	/					0	1.0	1.0	
キュービクル以外のもの	自家発電装置	/	/	/	/	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2	0	1.0	/	注(1) 3.0
	制御装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/							
燃料タンク・原動機	/	/	/	/	/	注(2) 0.6		/		/	/	/	/	/

注(1) 3m未満の範囲を不燃材料とし、開口部を防火戸等とした場合は3m未満にできる。

注(2) 予熱する方式の原動機にあつては2.0mとすること。ただし、燃料タンクと原動機との間に不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。

備考 欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

Q 2

保有距離の規制については理解できましたが、そもそも「非常電源（自家発電設備）試験基準」は、どのようなことを定めた基準なのでしょう。

A 2

防火対象物の関係者は消防用設備等を設置したとき、当該消防用設備等が技術上の基準に従って適正に設置されているかどうかを確認することが必要です。この確認のための基準が、消防用設備等の種類ごとに定められた試験基準（平成14年9月30日、消防予第282号）で、自家発電設備については、この試験基準の一つである「非常電源（自家発電設備）試験基準」によることとされています。

また、消防法では、確認した結果を消防用設備等の種類ごとに定められた報告書に記録するとともに報告書の提出も義務づけており、自家発電設備については、報告書の一つである「非常電源（自家発電設備）試験結果報告書」に記録し、これを消防用設備等の工事完了時に消防機関に提出する「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書」に添付することとしています。

この消防用設備等の設置の届出がなされると、自家発電設備を含む消防用設備等について、技術上の基準に従って適正に設置されているかどうかの検査が当該試験基準に基づき消防機関によりなされます。このように試験基準は消防機関の検査基準ともなります

Q 3

消防法以外の市町村が定める火災予防条例では、発電設備の位置等について何か規制を設けていますか。

A 3

火災予防条例では、発電設備を「火を使用する設備」の一つとして位置づけ、移動用のものを除いた発電設備について位置、構造及び管理の基準等が定められています。ここでは、市町村が火災予防条例を制定する際のモデルとして国から示された火災予防条例（例）の発電設備の設置位置の基準について、表2及び表3により紹介します。

表2 屋内に設ける発電設備の位置の基準（概要）

1	容易に点検することができる位置に設けること。
2	防振のための措置を講じた床又は台上に設けること。
3	発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
4	水が侵入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。
5	可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
6	発電設備（消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、発電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合は、この限りでない。
7	キュービクル式ものは、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

注. 根拠規定 火災予防条例（例）第12条第1項……………表2の「1～3」
火災予防条例（例）第12条第2項（同第11条第1項の規定を準用）……………表2の「4～7」

表3 屋外に設ける発電設備の位置の基準（概要）

1	発電設備（キュービクル式のものを除く。）は、建築物から3m以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
2	上記1に規定するもののほか、屋外に設ける発電設備の位置の基準は、表2の屋内に設ける発電設備の位置の基準（4、5及び6は除く。）の規定による。

注. 根拠規定 火災予防条例（例）第12条第3項（同第11条第1項第3号の2及び第2項並びに同第12条第1項の規定を準用）……………表3の「1及び2」